

高知県商工団体連合会 NO.1088(55-33)  
〒780-8035 高知市河ノ瀬町33  
TEL088-832-4838 FAX088-832-3126  
Eメール kosyoren@citrus.ocn.ne.jp  
ホームページ http://kosyoren.web.fc2.com/  
このニュースはホームページでもご覧になれます

# 高商連ニュース

インボイスの登録をしたので、課税事業者になりました。  
初めての消費税申告...  
ええ? どうしたら...

去年、会社を辞めて開業しました。  
無申告はダメ... だよな? でも、  
申告の仕方がわからない...  
...所得税申告? ...消費税申告?

◇資金繰りが... 融資を受けたい。  
⇒低利で安心な制度を活用しましょう。  
◇労働保険に入りたい。  
⇒民商の事務組合は事業主も加入できます。

商売の悩みはお近くの民商(民主商工会)まで

- 安芸民商 0887-35-4432
- 安芸市伊予木 69
- 南国民商 088-964-3623
- 南国市大浦甲 370-4
- 仁淀川民商 088-852-0422
- 土佐市高岡町丁 4
- 須崎民商 0889-42-5201
- 須崎市大浦甲 11-23
- 中村民商 0880-34-4107
- 四万十市石山天神町
- 香美郡民商 0887-52-4031
- 香美市土山田町電報局 4-2-14
- 高知民商 088-833-0666
- 高知市河ノ瀬町 33

＜県下7民商の連合会＞  
高知県商工団体連合会  
〒780-8035 高知市河ノ瀬町 33  
TEL 088-832-4838

インボイスを登録したら?  
消費税申告も必要です!

申告ってどうやってするの!?

当座預け? 確定申告? 所得税?  
税金? 記帳? インボイス? 電帳法の  
商売の知恵を  
学びたい

困ったことを  
相談したい

民商は、  
自主記帳・自主計算・自主申告に  
取り組んでいます。

ひとりで悩まず  
民商へ

民商は、フリース  
自営業を応援!

**香美郡 自主計算班会**  
パンフ使って自分でやってみる  
1月29日(月)午後6時30分、香北班、森のゆ  
うえんち、4名参加。  
電帳法の学習で濱田さんが、「最近企業から  
の請求書がメールのなった」と、対応が必要で  
あることが分かりました。  
申告仕上生会を学校方式で開催することに  
は、「入学せんといかんがあ」と不安の声も聞か  
れましたが、「自主計算パンフを見ながら」「自分  
でやってみる」と前向きでした。  
(2/12 香美郡民商会報)

**チラシができました**  
2024春のチラシ。2月7日の高知新聞に  
折り込みました。

**南国 再入会**  
製菓業を廃業し  
退会していた元会  
員。「不動産所得  
があるから」と再  
入会。共済会、婦  
人部にも同時加  
入しました。南国  
民商、今年最初の  
入会者です。

82570枚を高  
知市以外の地域  
に。高知民商は近  
日中にポステイン  
グします。  
須崎民商には  
問い合わせが2件  
来ています。  
会員のみなさん、  
手配りにご協力く  
ださい。知り合い  
や取引先の業者の  
方との対話に活用  
しましょう。

■2024年 春の運動(仲間増やし)

2/12	拡					成果
現在	読者	会員	共済	婦人	青年	会員
安芸	0	0	0	0	0	0
香美郡	18	1	2	0	0	14
南国	3	1	2	1	0	2
高知	6	3	1	0	1	4
仁淀川	1	1	1	0	0	0
須崎	0	0	0	0	0	0
中村	1	0	1	0	0	1
計	29	6	7	1	1	21

成果会員：読者か会員を拡大した会員(紹介含む)

## 群馬県桐生市が生活保護で違法な指導

【2/11「生活と健康を守る新聞」より】

群馬県桐生市が生活保護利用者に対し、「1日1000円」などと保護費を違法に支給していたことが、昨年11月に報道されました。支援者の援助などで未払いだった保護費を支給させ、現在は法律を守らなかった市を損害賠償で提訴する準備を進めています。また、全国生活と健康を守る会連合会も桐生市の生活保護の実態調査を行う準備を進めています。市に違法な対応をされた当事者の1人の笠井靖夫さん(59)と支援をする司法書士の仲道宗弘さんに話を聞きました。

### 1日1000円の支給

笠井さんは2023(令和5)年7月26日に生活保護を申請、初めは支援者の同伴も断られるなどがありました。8月18日に保護が決定されました。しかし、桐生市は、糖尿病を患い、両足ともに痛みがあり歩くことが困難な笠井さんに対し、「1日1000円の支給」と言い、さらに毎日ハローワークに行

## 3・13重税反対全国統一行動 県内での開催計画

	開催日	開始時間	場 所
安芸会場	3月12日	13:30	安芸市市民会館
南国会場	3月13日	13:30	南国市・ミアレー
高知会場	3月13日	13:30	かるぼーと11階会議室
いの会場	3月13日	13:30	いの町公民館
須崎会場	3月13日	13:30	須崎市民文化会館
四万十会場	3月14日	13:30	四万十市文化センター

◆注意◆安芸会場と四万十会場は開催日が違います。

くことを強要しました。理由を聞いても「このような制度になっている」と言うだけでした。しかも、「ハローワークに行かないと保護を止める」とも言いました。

そして、ハローワークに行きはんこをもらい、市役所で見せて保護費1000円をもらうという生活が続きました。

笠井さんは、8月末に支援者に相談。支援者から相談を受けた仲道さんが市に確認し、このような実態が明らかになりました。

調べていくと「1週間に7000円」など違法な対応をされている利用者が他にもいることも分かりました。

仲道さんの援助もあり、10月12日にこれまで支給されるはずだった保護費を全額支給させました。

### 社会復帰阻むことに

桐生市の対応について、笠井さんは「市は人助けをちゃんとしてほしい」「『こういうものだ』ではなく理由をちゃんと言ってほしい」「刑務所に入った方が楽なのではと思うこともあった」などと話し、夏の暑さの中、病気を抱え、痛む足で毎日ハローワークと役所に通った大変な生活を振り返りました。

仲道さんは、「話を聞いたとき、そんなことはないだろうと半信半疑で市に確認した」「市は、市民から不信感を持たれては駄目。信頼できないと社会復帰を阻むことになる」「市の行った支援者の同伴を認めないことや、支給額1000円というような対応をしろとは法律のどこにも書かれていない。必要のない指導をしているので、法律にのっとった運用をしてほしい」と話しました。

**能登半島地震 募金にご協力を**

支援募金へのご協力をお願いします。民商事務局または左記口座に振り込み下さい。

四国銀行上町支店 普通 5101078

高商連災害対策本部

**下本節子さん (高知民商会員・婦人部員) ビキニ派遣募金**

今年はビキニ被災から70年。日本原水協は、2月25日～3月10日の日程で、ビキニ・マーシャル諸島に代表団を派遣します。

高知からも、ビキニ裁判原告団長・下本節子さん他3名の代表を派遣します。

募金目標130万円です。

■呼びかけ団体  
高知県原水協  
高知県商工団体連合会、高知民商